## 「練馬区独立 60 周年記念協賛」の冠使用に関する基準

- 第1 「練馬区独立60周年記念協賛」の冠(以下「冠」という。)使用に係る取扱については、この基準の定めるところによる。
- 第2 国、東京都、各種団体、企業等が主催する行事等について、主催者から冠 使用の申請があった場合は、次のとおり取扱うものとする。
- 第3 練馬区独立60周年記念協賛事業実行委員会(以下「実行委員会」という。) が冠の使用申請に基づき、後援、協賛または協力等の行事等(以下「行事等」という。)において使用を認めることができるものは、次の各号のすべてに該当するものとする。
  - (1) 営利を主たる目的とせず、特定の個人および団体を対象としないもの
  - (2) 公序良俗に反しないもの、社会的な非難を受ける恐れのないもの
  - (3) 政治的または宗教的活動ではないもの
  - (4) 練馬区のイメージアップにつながるもの
  - (5) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの期間に開催される もの
- 第4 冠の使用を行おうとするときは、冠使用申請書を行事等の開催開始日の2 週間前までに実行委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出しなければ ならない。
- 第5 事務局は前項の申請があった場合、速やかに第3に掲げる基準に基づき審査し、実行委員会会長の決定を受けた上で、申請結果通知書を申請者に交付するものとする。
- 第6 実行委員会は第5に規定する冠使用通知をした後に、第3に規定する基準に該当しなくなったと認められる場合は、使用通知を取り消すことができる。
- 第7 第5に規定する使用通知を受けた者は、行事の終了後、実績報告書を事務 局に提出しなければならない。
  - この取扱基準は、平成19年3月30日から施行する。